

12. 実績報告に関する基本的事項：全事業共通

12-1. 実績報告

- ・補助金の交付を受けるためには、平成31年1月31日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成31年2月19日（火））までに充電設備の設置工事を完了し、充電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。

12-2. 設置工事の完了・支払の完了

- ・設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、充電設備が稼働できる状態である事をいいます。
- ・申請時に入力した設置工事完了予定日までに工事を完了することができないと見込まれる場合は、オンライン申請システムの「工事完了日遅延等報告」のデータ入力後、速やかにセンターへ報告し、承認を受けてください。報告がなく遅延した場合は、実績報告を受付けることが出来ません。
- ・支払の完了とは、充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払が全て完了した事をいいます。

12-3. 実績報告期限

- ・報告期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内です。
- ・本人の責めに帰さないやむを得ない事情により提出が遅延する場合には、オンライン申請システムの「実績報告日期限遅延事由」のデータ入力後、速やかにセンターへ報告し、承認を受けてください。
ただし、報告の最終期限となる平成31年1月31日（木）（マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成31年2月19日（火））を超えることはできません。期限を過ぎて提出された場合は、実績報告を受付けることが出来ません。

12-4. 受付・審査・補助金の額の確定

- ・実績の報告があった場合、報告内容、提出書類および記載内容が適正であるものについて受付をし、審査を行います。実績審査の方法は、報告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容のとおりに行われている等を満たしていることなどをセンターは審査します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

12-5. 補助金額確定通知書発行

- ・「12-4. 受付・審査・補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。

12-6. 補助金の交付

- ・実績報告に入力された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。
- ・原則として、申請者名義の口座に限ります。